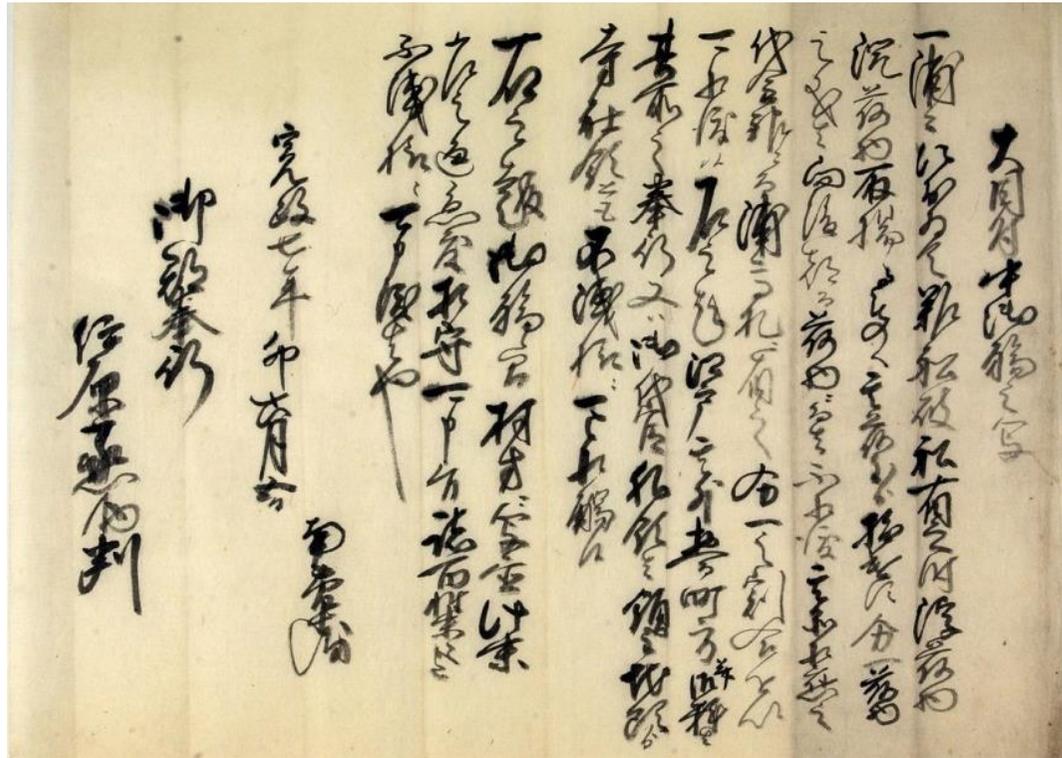


海辺に出されたお触れ①（難破船積み荷発見時の対応）



1795年（寛政7） 「大目付中御触之写（浦々におゐて難船破船時ノ浮荷・流荷、代銀ニテ浦高札の割合で荷主ニ相渡スベク）」

松田三左衛門家文書（当館蔵） [デジタルアーカイブへ](#)

翻刻文

大目付中御触之写

一浦々におゐて難船・破船有之時、浮荷物
沈荷物取揚るものへ、其荷主を指遣す分一荷物
之義者向後都而荷物ニ而者不相渡、其品相応之
代金銀ニ而、浦高札ニ有之分一之割合を以
可相渡候、右之趣、江戸其外惣而町方并御料者
其所之奉行又ハ御代官、私領者領主地頭
寺社領とも不洩様ニ可被相触候、
右之趣御触候間、村方ニ写置此末
右之通急度相守可申旨、諸百姓末々迄
不洩様ニ可申渡者也、

南菅生浦

寛政七年卯七月五日

御郡奉行

伊原丞助（井原丞助）

判

解説

江戸時代、国内の海運業は大いに発展しましたが、当時は航海技術が未熟なため、海難事故も頻繁に起きました。

多発する海難事故に対応するため、幕府は早くから「浦高札」や「浦触」といわれる法令を出しています。難破船に対しては沿岸の漁村（浦）に救助義務があること、積み荷を引き揚げた者には一定の報酬が与えられることなどが主な内容です。

福井とのかかわり

江戸時代、越前近海でも多くの海難事故が起こっています。例えば1757年（宝暦7）3月、福井藩米220俵余を敦賀湊へ廻送するために三国湊を出港した三国新保浦の船頭四郎兵衛の船が、越前玉川沖で難破しました。積み荷の米はすべて海中に沈み、船具も失いましたが、ようやく天満船で小丹生浦（現福井市）に漂着し、船頭らは一命をとりとめました。その際、天満船の売却代金の20分の1を、海難処理の報酬として小丹生浦に支払ったといえます。

このような海難救助の義務に際して、浦方では組合を設けて対応していました。1815年（文化12）、和布浦（現福井市）ほか七カ浦では、「難破船を見つけた場合は飛脚をもって組合浦々へ伝えること」や、「乗り捨てられた無人の船は組合浦々の扱いとする」となどが取り決められています。

資料の注目ポイント

資料は1795年（寛政7）4月、福井藩領の南菅生浦（現福井市）に出された浦触です。「正保郷帳」によると村高は46石で、おもに製塩・ウニ漁などの漁業で生計をたてていました。

本資料は、幕府大目付から出された浦触を郡奉行が写したものです。これまでは難破船の積み荷を引き揚げた者に、荷主がその荷物の一部を報酬として差し出していましたが、今後は相応の貨幣を浦高札で示された割合で支払うようにと方針を変更しています。

このような浦触は、幕領・大名領の垣根を越えて、全国各地の浦々へ伝達されたことがわかります。

関連資料、展示等

名称	概要	備考
「大目付中御触之写（浦々におゐて難船破船時ノ浮荷・流荷、代銀ニテ浦高札の割合で荷主ニ相渡スベク）」	松田三左衛門家文書（当館蔵） 資料番号 A0169-00160	デジタルアーカイブ福井で閲覧可能。 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-324774-0

関連資料、展示等

参考文献等

- 『御触書天保集成 下』（高柳眞三・石井良助 1941年 岩波書店）
- 『御触書集成編年索引 下』（大口勇次郎監修 1997年 ゆまに書房）
- 『図説 福井県史』（1998年 福井県）
- 『福井県史 通史編4』（1996年 福井県）
- 『福井市史 通史編2』（2008年 福井市）